

日本小児科学会埼玉地方会会則

第1章 総則

第1条 本会は日本小児科学会埼玉地方会と称する。

第2章 構成

第2条 本会の会員は埼玉県に関係ある医師を以って会員とする。

第3章 目的及び事業

第3条 本会は小児医学の向上及び会員相互の親睦を計ることを目的とする。
本会はこの目的のため毎年2回以上の例会を開き、その内の1回を総会とする。
その他学術集会及び上記の目的を達成するための必要な事業を行なう。

第4章 会員

第4条 本会員となるには会長の承認を得なければならない。

第5条 会員は所定の会費及び分担金を納めなければならない。

第6条 会員が勤務先・住所・氏名を変更したときは、速やかに本会に届け出なければならない。

第7条 会員は本会の行なう研究会及び講演会に参加することができる。

第8条 会員は次の理由により、その資格を喪失する。

(1) 退会 (2) 死亡 (3) 除名 (4) 本会の解散

会員が本会を退会する時は、理由を付して退会届を提出し、会長の承認を得なければならない。

会員が次の各号の1.2に該当するときは、総会の議決を経て

会長が勧告又は除名することができる。

1) 正当な理由なく会費を2ヵ年以上滞納した場合。

2) 本会の目的に反した場合。

第5章 役員

第9条 本会は次の役員をおく。

会長、副会長、理事、監事、常務理事

第6章 役員を選任

第10条 理事及び監事は、立候補者または2名以上の会員により推薦されたものの中から無記名投票で選挙される。

第11条 役員選挙(理事及び監事)は、選挙管理委員会により行なわれ、選挙管理員は役員会で指名する。
選挙管理員は選挙権を有するものとする。

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

役員は任期満了または総辞職をした場合は、後任者が決定するまで、その職務を行わなければならない。

第13条 理事及び監事は会員の中より、会員による選挙において選出される。

理事は会員10名に対し1名の比率で選出される。

第14条 会長は理事の中より互選する。

理事に欠員が生じた場合は、その地区の定員内で会長が指名、補充することができる。

常務理事は、各医育機関及び常勤会員15名以上の施設の代表者、埼玉県小児科医会会長、埼玉県小児保健協会会長等より、会長が指名する。

副会長は、常務理事の中より互選する。

第7章 役員職務

- 第15条 会長は本会を代表し、会務を総轄し、総会及び役員会を招集する。
- 第16条 副会長は、会長を補佐し本会に運営について助言する。
- 第17条 監事は、本会の会計を監査すると共に役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 第18条 理事は、本会運営に参加し役員会において、本会運営について議決をする。
- 第19条 常務理事は、会長を補佐し本会に運営について助言する。
- 第20条 会長は本会運営に必要な各務委員会を設け、各運営委員会は役員会でその運営について報告する。
- 第21条 役員会の議決は、出席役員の過半数の賛成で成立する。

第8章 顧問

- 第22条 本会に顧問（名誉会員を含む）を置くことができる。
- 顧問は、日本小児科学会名誉会員および本会に功労のあったもので、役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 顧問は、会長が下記の条件を参考に指名し、役員会で承認されたものとする。
- ①70歳以上 ②歴代埼玉地方会長 ③歴代埼玉小児科医会会長
④日本小児科学会理事経験者

第9章 会計

- 第23条 本会の会計は次のものより構成される。
- 会費・寄付金・利子・その他の収入。
- 第24条 会費は年間8,000円とする。
- 顧問（名誉会員を含む）は会費を免除する。
- 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 総会

- 第25条 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合、役員会の議を経て会長が招集する。
- 第26条 次の事項は、総会に提出してその議決及び承認を経なければならない。
- 1) 事業計画及び収支予算
 - 2) 事業報告及び収支決算
 - 3) 会則の変更
 - 4) その他役員会で必要と認めた事項
- 付
- 1) 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成で成立する。
 - 2) この会則は昭和50年11月16日より施行する。
 - 3) この会則は平成25年5月26日、一部改正施行する。
 - 4) 本会の所在地は、さいたま市緑区三室2460 さいたま市立病院小児科である。
 - 5) この会則は平成29年4月1日、一部改正施行する。